

子どもの権利を考える

令和7年度盛岡市こども相談事業講演会

2026.02.14
川上・吉江法律事務所
弁護士 吉江 暢 洋

1 子どもの権利に関する法制度

① こどもの権利条約

1989年国連で採択、1994年日本が批准

② こども基本法

2023年4月施行

③ 日本国憲法

④ 児童福祉法

⑤ 児童虐待防止法

⑥ 教育基本法

⑦ 少年法

⑧ 子どもの貧困対策推進法

⑨ 成育基本法 等

2 こどもの権利条約

前文 この条約の締結国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規程を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次の通り協定した。

※市民的及び政治的権利に関する国際規約：自由権規約・B規約

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約：社会権規約・A規約

併せて、国際人権規約

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

第4条 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適切な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第12条1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適切な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

3 こども基本法

2022年6月成立、2023年4月施行 こども施策に関する包括的基本法

憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。

6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作ること。

第2条1 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

(参考) 児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

少年法

第2条 この法律において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。

「こども」が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかに、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進する（第1条）

3 日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

憲法 = 国民が、権力者を縛るためのルール

※第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

「基本的人権」は、憲法によって、国民に与えられるものではない。

国民が、権力者に対して、「基本的人権は、確実に保障せよ。」と命じている。

なぜなら、「人権」 = 「人が人であるがゆえにもつ権利」

4 こどもの権利擁護

「保護の対象」から、「権利の主体」へ

但し、未熟で、支援は必要

4つの原則

- 1 差別の禁止
- 2 最善の利益
- 3 生命、生存及び発達の保障
- 4 意見の尊重

こどもの権利擁護のために必要な取り組み

こどもアドボカシー（意思表示の支援）

こどもの声を聴き、こどもが意見を表明する支援を行う活動

こどもアドボケイト（支援者）

※子どもの手続代理人＝弁護士が、家庭裁判所の調停・審判に参加する子どもが意思表示するのを援助し、子どもの最善の利益を実現する活動をする制度。私選代理人と国選代理人がある。

相談・苦情の仕組み

こども相談室が一つの取り組み

こどもコミッショナー（こどもオンブズマン、こどもの権利擁護機関）

こどもの権利が守られているかを行政から独立した立場でモニターし、調査や勧告する権限をもつ機関

こどもの権利擁護のために必要な取り組み

こどもコミッショナー

本来は、国レベルの独立機関

※日本は、国連から勧告を受けている、「政府から独立した国内人権機関」も未だに設置していない。

現在は、30を超える自治体で、こどもコミッショナーを設置している（多くが、首長の付属機関と位置づけられている。）。

こどもの権利についての普及、啓発

未だに、こどもの権利については、広く理解されていない。

「こどもの権利条例」を定めることで、身近な問題とする。

一人ひとりのこどもが「主役」であることを、こども自身も、周りも認識する。

「学習指導要領」だけにとらわれない、こどもの能力評価。

5 弁護士に関わり

- 1 未成年後見
- 2 こどもの手続代理人
- 3 少年付添人（少年事件）
- 4 児童相談所の勤務弁護士（児童福祉法により、配置が義務化）
- 5 いじめ予防授業（弁護士会こどもの権利委員会により、小学校で実施）
- 6 法教育授業（弁護士会法教育委員会により、中学校を中心に実施）
- 7 フリースクールへの関わり（虹の学園／一般社団法人虹パーク）
- 8 こども向けの相談窓口（一部弁護士会でこどもの権利110番やLINE相談）